

1-1 令和元年度補正食料安全保障確立対策推進交付金(一般型)の事後評価結果

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	北海道	<p>【事業の必要性】 当該事業の実施により北海道の家畜衛生水準の向上を図るとともに、畜産業の健全な発展及び食の安全と消費者の信頼確保に資する。</p> <p>【目標値の考え方】 家畜衛生に係る取組の充実度 (現状値)100 検出率 3.28% 検査件数 17,495 件(H29～R1年度実績の平均)</p> <p>(目標値)102 検出率 3.21% 検査件数 17,495 件</p> <p>家畜伝染性疾病の検出率の2%減及び検査件数の0%増 $100 \times (1 + 0.02) \times (1 + 0.00) = 102$ ※検出率=発生件数/検査件数</p>	<p>①家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備 ②農場/バイオセキュリティの向上</p>	家畜衛生に係る取組の充実度	102%	84%	82%	A	<p>各事業について防疫指針等に従い取組を推進している。 目標における実績値は84という結果になったが、これは、全国的に増加傾向のある牛ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫の発生増加による。一方、豚流行性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚赤痢については発生件数0件、豚サルモネラ症1件と発生を抑えることができた。また、平成30年以降国内発生した豚熱について、北海道での発生を未然に防ぐことができ、豚熱の診断の一助となる白血球数の減少等を迅速に測定できる動物用血球計数装置を整備することにより、万が一の発生に備えた体制の強化を行うことができた。 今後も家畜伝染病の侵入防止を図ると共に、確実な摘発によりまん延防止に努め、検出率の減による目標値の高い達成度を目指して事業を継続し、家畜衛生の推進を図りたい。</p>	<p>全国の中で多くの家畜が飼育されている北海道において、本事業により豚熱、アフリカ豚熱等の伝染病を媒介・伝播する野生動物に対し侵入防止柵を設置し農場への病原体の侵入防止のためのバイオセキュリティ対策、診断技術の向上に寄与したことは評価できる。 また、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の悪性伝染病の侵入防止には注意喚起と消毒作業が重要であり、靴底消毒等、今後も継続した対策が必要不可欠であり、伝染病の侵入防止対策、診断技術の向上等による北海道の畜産業の振興を期待する。</p>
		ようてい農業協同組合									
		森町家畜自衛防疫組合									
		上富良野町家畜自衛防疫組合									
		白老町家畜伝染病自衛防疫協議会									
		ゆめの大地推進協議会									

1-2 令和2年度食料安全保障確立対策推進交付金(一般型)の事後評価結果

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
I 農畜水産物の安全性の向上	農薬の適正使用等の総合的な推進	北海道	<p>【事業の必要性】 農薬の適正使用の一層の指導徹底を図るとともに、流通段階から農薬類似品等を排除するため、農薬販売者等への取締りを実施することが必要。 また、ヘプタクロル残留問題に関する食の安全と消費者の信頼回復の観点から、北海道を代表する野菜品目の「かぼちゃ」に関する対策策定に向けて、残留防止対策等の評価・検証を行うため、土壌調査や農作物のモニタリング調査を行うことが必要。</p>	<p>①農薬の安全使用の推進 ②農薬の適切な管理及び販売の推進 ③実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置の評価・検証</p>	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合	0%	0%	100%	A	<p>順調に取組が進み、目標を達成した。 今後とも、計画的な立入検査の実施及び農薬指導者等の研修の実施により、安全かつ適正な農薬流通を図るとともに、農薬の適正使用を推進していく。</p>	<p>目標は達成され、順調に取組が進んでいる。 今後とも、安全かつ適正な農薬の流通と使用のため、計画的な立入検査や農薬指導者等の研修の実施を進めていただきたい。</p>
		北海道産業用無人航空機安全推進協議会	<p>【目標値の考え方】 令和2年度目標値:0%(農薬の不適切な販売及び使用の発生割合) ・販売状況:農薬販売業者への立入検査による。(140件) ・使用状況:かぼちゃ生産者に対する生産履歴確認調査による。(1,725人) 目標値は、消費・安全対策交付金実施要領別表1に基づき、農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(農薬取締法違反率)とし、平成30年度実績を勘案して設定。</p>								
		北海道農業協同組合中央会ほか39件	<p>【参考】 農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(平成30年度実績) ・販売状況:不適切0件/調査数100件=0% ・使用状況:不適切0件/調査数2,865件=0% ・農薬の不適切な販売及び使用の発生割合(0%+0%) / 2 = 0%</p>								

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	北海道	<p>【事業の必要性】 当該事業の実施により北海道の家畜衛生水準の向上を図るとともに、畜産業の健全な発展及び食の安全と消費者の信頼確保に資する。</p> <p>【目標値の考え方】 家畜衛生に係る取組の充実度 (現状値)100 検出率 3.28% 検査件数 17,495 件 (H29～R1 年度実績の平均)</p> <p>(目標値)102 検出率 3.21% 検査件数 17,495 件</p> <p>家畜伝染性疾病の検出率の2%減及び検査件数の0%増 $100 \times (1 + 0.02) \times (1 + 0.00) = 102$ ※検出率 = 発生件数 / 検査件数</p>	<p>①監視体制の整備 ②危機管理体制の整備 ③家畜衛生対策による生産性向上の推進 ④畜産物の安全性向上 ⑤家畜衛生対策の推進に係る関連機器の整備</p>	家畜衛生に係る取組の充実度 (家畜伝染性疾病の検出割合の減少率及び検査件数の増加率)	102%	84%	82%	A	<p>各事業について防疫指針等に依り取組を推進している。 目標における実績値は84という結果になったが、全国的に増加傾向のある牛ヨネ病、牛伝染性リンパ腫の増加による。一方で牛ウイルス性下痢については、持続感染牛の摘発やワクチン接種指導等により過去3年平均(96件)から令和2年度は73件と減少させることができた。また、平成30年以降国内発生した豚熱及び令和2年度全国的に発生した高病原性鳥インフルエンザについては、北海道での発生を未然に防ぐことができ、豚熱の診断法であるPCR検査のための自動核酸抽出装置を整備することにより、万が一の発生に備えた体制の強化を行うことができた。 今後も家畜伝染病の侵入防止を図ると共に、確実な摘発によりまん延防止に努め、検出率の減による目標値の高い達成度を目指して事業を継続し、家畜衛生の推進を図りたい。</p>	<p>全国の中で多くの家畜が飼育されている北海道において、各種家畜伝染病の検査体制が維持され、国内でも発生している豚熱等の悪性伝染病の発生を未然に防いだことは評価できる。 病原体の侵入防止には注意喚起と消毒作業が重要であり、靴底消毒や防疫演習等、今後も継続した対策が必要不可欠である。 さらに、本事業は農場における調査・指導、道内各地域の家畜衛生事情に応じた地区推進事業などによって、疾病の発生予防、早期発見によるまん延防止、清浄性の維持等、生産性向上の推進に寄与している。 今後も伝染病の侵入防止対策、検査による摘発等による北海道の畜産業の振興を期待する。</p>
		北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会									
道央農業協同組合											
厚岸町家畜自衛防疫協議会											
根室生産農業協同組合連合会											
愛別町家畜伝染病自衛防疫組合											
	養殖衛生管理体制の整備	北海道	<p>【事業の必要性】 養殖生産物の安全性を確保し、健全で安全な養殖魚の生産に寄与するため、養殖生産者に対する指導、食品衛生や環境保全にも対応した幅広い養殖管理技術の普及、養殖場の調査・監視、さらに疾病監視対策等を充実し、疾病対策の効率的・効果的な推進を図る必要があるため、消費・安全対策交付金実施要綱別表1の事業メニューのうち、(1)総合推進会議の開催等、(2)養殖衛生管理指導、(3)養殖場の調査・監視及び(5)疾病の発生予防・まん延防止に取り組むこととした。</p> <p>【目標値の考え方】 (1)経営体数:234 ①給餌経営体数:233 ②アユ冷水病防疫対策等を行っている内水面漁業協同組合数:1</p> <p>(2)養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 養殖衛生管理指導実施数234 ÷ 総数234 = 100% (目標値)</p>	<p>①総合推進会議の開催等 ②養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病の発生予防・まん延防止</p>	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合	100%	100%	100%	A	<p>目標値を達成し、順調に取組を推進している。 今後とも事業を継続実施し、養殖水産動物が食品となった時の安全性の確保のため、水産用医薬品の適正使用の遵守や疾病監視対策等の推進を図る。</p>	<p>北海道及び北海道立総合研究機構が実施した令和2年度当該事業の実施方法及び達成度は、おおむね良好であると判断される。</p>

目的	目標	事業実施主体	事業実施計画	事業実施実績	目標値及び実績			北海道の事後評価			
					目標値	実績	達成度	評価	評価の概要及び指導方針等	第三者の意見	
Ⅱ 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止	重要病害虫の特別防除等	北海道	<p>【事業の必要性】</p> <p>(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施 海外から侵入する恐れのあるチチュウカイミバエ等の侵入警戒調査を実施する必要があるため。</p> <p>(2)重要病害虫の防除 ナシ枝枯細菌病は、リンゴ等に甚大な被害を与える火傷病(我が国未発生)に類似した病害であることから、緊急防除(平成7～11年度)終了後も、引き続き「特殊病害虫緊急防除事業」を実施しており、再発生防止に向け継続して監視を行うことが必要であることから、本事業を活用して、防除やモニタリング調査等を行う。</p> <p>【目標値の考え方】</p> <p>(1)重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ア チチュウカイミバエ:24回 実施期間:5月～10月 4市町(札幌市、七飯町、余市町、壮瞥町)×6回 イ コドリノガ:18回 実施期間:5月～10月 3市町(七飯町、余市町、増毛町)×6回 ウ 火傷病:23回 (ア)実施期間:5月～8月 5市町(札幌市、七飯町、余市町、滝川市、壮瞥町)×2回 =10回 (イ)実施期間:6月 3市町(岩見沢市2か所、旭川市2か所、増毛町9か所)×1回 =13回 エ スイカ果実汚斑細菌病:18回 実施期間:4月～8月 5市町(札幌市、共和町5か所、月形町、富良野市、当麻町)×2回 オ プラムボックスウイルス(PPV)発生状況調査:11回 実施期間:6月～7月 7市町(三笠市(1区域)、深川市(2区域)、長沼町(1区域)、札幌市(3区域)、壮瞥町(1区域)、七飯町(2区域)、森町(1区域))×1回 (2)重要病害虫の防除 ア ナシ枝枯細菌病の発生調査:23回 実施期間:6月 園地数 23 か所×1回 イ ナシ枝枯細菌病の防除:115回 実施期間:開花期から落花期までの間に1回 園地数 115 か所×1回 ※115園地÷5年=23園地(5年周期で全ほ場を調査) なお、対象地区(緊急防除終了区域)は、岩見沢市(15園地)、旭川市(26園地)、増毛町(74園地)とする。</p>	<p>①重要病害虫侵入警戒調査等の実施 ②重要病害虫の防除</p>	<p>対象病害虫の調査の総回数 (チチュウカイミバエ等、プラムボックスウイルス及びナシ枝枯細菌病)</p>	232回	204回	87%	A	<p>順調に取組が進み、目標を達成した。 今後とも、海外からの重要病害虫の侵入を防止するため、引き続きチチュウカイミバエ等及びプラムボックスウイルス(PPV)の警戒調査を実施するとともに、ナシ枝枯細菌病の防除及びモニタリング調査を実施する。</p>	<p>目標は達成され、順調に取組が進んでいる。 重要病害虫対策は早期発見、早期防除が極めて重要であることから、今後とも的確な警戒調査の実施を続けていただきたい。</p>